

## 褒 賞 細 則

(制 定 平成 3年 4月 1日)

最終変更 平成26年 1月23日

(目的)

第 1 条 日本公認会計士協会近畿会(以下「当地域会」という。)に所属する会員の褒賞は、本細則の定めるところによる。

(褒賞)

第 2 条 会員が次の各号の一に該当するときは地域会役員会の議を経てその会員を褒賞することができる。

- 一 公認会計士登録の期間が通算して30年以上であり、かつ満80歳以上にして公認会計士として当地域会の発展に貢献したと認められたとき。
  - 二 当地域会の役員に通算して10年間在任したとき。
  - 三 当地域会の部・委員長(副部・委員長を含む)に通算して10年間在任したとき。
  - 四 その他当地域会に対しその功績顕著であると特に会長が認めたとき。
- 2 会員が同一年度に前項第一号から第四号までの二以上に該当するときは重ねての褒賞は行わない。この場合にあつては該当する号のうちの若い号により褒賞する。
- 3 会員が第1項第二号又は第三号の褒賞を受けた場合、原則としてその褒賞を受けた後の第二号又は第三号の在任年数が10年未満である場合には褒賞は行わない。

第 3 条 褒賞は次のとおりとする。

- 一 表彰状又は感謝状
  - 二 記念品
- 2 前項第一号及び第二号の褒賞はこれを併せて行うことができる。

第 4 条 前条第1項第二号の記念品は、正副会長会において定める。

(褒賞対象者の除外)

第 5 条 毎事業年度の終了する日において、当該事業年度に納付すべき会費が完納されていない会員に対する褒賞を行わないものとする。

(登録年数及び年齢)

第 6 条 第2条第1項第一号に規定する公認会計士登録の期間及び年齢は、毎年4月1日をもって算出する。

- 2 前1項の公認会計士の期間の算出に当たり、会則第50条第2項第一号及び第二号の懲戒処分を受けた者については、処分ごとに公認会計士登録の期間を1年伸長して計算するものとする。

(在任年数の算出方法)

第 7 条 第2条第1項第二号及び第三号の在任年数の算出方法について、地域会役員及び

部・委員長等の在任年数は、地域会定期総会終了の時から翌年の地域会定期総会終了の時までを1年とする。

2 前項において、地域会役員及び部・委員長等の就任期間が1年に満たない場合であってもこれを1年とみなす。

第8条 褒賞は、原則として地域会定期総会の当日に行う。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正細則は、平成4年6月5日から施行する。

附 則

この改正細則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この改正細則は、平成26年1月23日より施行する。